

安心をすべての人に届けたい

公式ホームページ  
<http://sakuraisuguru.jp/>

# well-being 通信

well-being(ウェルビーイング): 幸福、健康で満たされた状態

第41号

北本市議会議員  
桜井すぐる

## 北本市議会 令和6年6月定例会報告 保育所の待機児童解消と学童保育室の混雑緩和に向けて

北本市議会令和6年6月定例会は、6月5日から6月27日まで23日間の日程で開催され、9件の議案の審査を行い、全て提案どおり可決されました。今回は、6月定例会の内容を中心にお知らせします。

### 公民館等の利用料金(上限)を見直し 体育施設の利用料金は大幅な値上がりに

地区公民館や学習センターの施設の利用料金について、令和7年度から大幅に見直されることとなりました。

市が令和元年に定めた「北本市使用料・手数料の適正化に関する基本方針」に基づき、必要な維持管理費を基に、施設の面積と使用時間から利用料金を算出したものです(利用者の負担割合は50%)。

従前は一律1,000円だった会議室・研修室等は値下げとなる施設が多いものの、**体育室**(バドミントン・卓球等)では**大幅な値上げ**となります。

この条例案に対しては、利用者や指定管理者の意見を聴いていないこと、一部施設では5割を超える値上げとなること、料金設定が細かすぎ利用者に分かりにくいくことなどを理由に、私のほか2人の議員(工藤・小久保)が反対しましたが、賛成多数により可決されました。

### (例) 西部公民館における料金改定の例【抜粋】

会議室(午後)	1,000円 ⇒ 550円
第1講義室(午後)※第2も同料金	1,000円 ⇒ 1,500円
体育室・卓球1面(午後)	200円 ⇒ 300円
体育室・バレーボール1面(午後)	1,300円 ⇒ 2,350円
集会所(午後)	1,000円 ⇒ 1,350円

### ◆ 6月定例会で可決された主な補正予算

#### 定額減税補足給付金(調整給付)給付事業

5億4,483万6千円(財源は全額国庫補助金)

国の定額減税に伴い、納税額が定額減税額を下回る方(減税しきれない方)に対し不足額(1万円単位で切上げ)を支給します。

#### 新型コロナワクチン接種事業(定期接種)

1億4,377万4千円

全額公費による接種が昨年度で終了。今年度の接種対象は主に65歳以上の方。自己負担額は3,300円です。接種は任意です。

#### 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付金

4,559万1千円(財源は全額国庫負担金)

新型コロナの予防接種と健康被害との因果関係が認定された2名の方に対し、給付金を給付します。

### 令和7年4月に民間保育所2施設が開所へ 1歳児・2歳児の待機児童も大幅減へ

本市の保育所では毎年30人を超える待機児童が発生しており、子育て世代の転入増を目指す上でも大きな課題となっていますが、令和7年4月に2つの民間保育所が開所する見通しとなりました。

いずれも小規模保育施設で、深井地区と北本団地内に設置される予定です。小規模保育施設は0歳~2歳までを対象とし、定員は19人です。今年4月時点で1歳児21人、2歳児11人の待機児童が発生していますが、**2施設合計で1歳児・2歳児各16人の定員増**となり、待機児童の大幅減が期待できます。施設を設置していただく民間事業者様に感謝申し上げます。

### 南学童の混雑緩和対策で石戸第二学童を活用 中丸第二学童は平屋として整備

保育所の待機児童と並び、学童保育室の混雑が大きな問題となっています。特に混雑が著しいのが、南学童、西学童、中丸学童の3つです。

このうち南学童では、1つの施設を136人(前年度比26人増)の児童が利用しています。市では民設放課後児童クラブを誘致したものの利用者が少なく、南学童の混雑緩和には至っていませんでした。

現状を危惧した指定管理者・うさぎっ子クラブは、**利用者の比較的少ない石戸第二学童(旧栄小内)**を活用し、**混雑緩和を図る方策**を市に提案し、これが認められたことで、今年5月から運用が開始されました。

南小・石戸第二学童間の移動のため、うさぎっ子クラブはマイクロバス『キャロット号』を購入(市からの補助は無し)。ガソリン代と人件費については、市から補助されることになりました。

また、中丸学童は今年度中に第二学童保育室が整備されることになっています。当初2階建の予定でしたが、残念ながら**予算面などから平屋に変更されました**。

県道に面した商工会駐車場敷地(学童でも送迎用に利用)に整備されるため、送迎のための駐車スペースが狭くなることが懸念されます。中丸小の駐車場を利用していただくなど、近隣住民等の迷惑にならないよう対策を講じることを求めました。

全議案  
解説



## 学童保育室の入室基準の見直しについて

入室事由(保護者の状況)		入室期間
就労	昼間に居宅外又は居宅内で児童と離れて家事以外の仕事をしていることを常態としている場合 <u>※日曜日を除く週3日以上勤務し、かつ勤務終了時刻が3時以降であること。</u>	就労している期間で、最長で年度末(3/31)まで
出産	妊娠中又は出産後間もない場合(産前6週間、産後8週間の期間)	<u>産前6週のかかる月の1日から産後8週のかかる月末まで</u>
求職	就職活動中のために保育にあたることができない場合	<u>2ヶ月</u>

※新基準を抜粋したもの。赤字が改定された箇所。

Q. 令和6年度から学童保育室の入室基準の見直しを行ったが、多様な働き方が進む中、このような簡易な基準で利用の必要性を判断することはできない。深夜から早朝に勤務をしているひとり親の方は、新基準では対象外となるが、保育が不要とは思えない。基準はあくまでも目安とし、入室希望者には申請をしていただき、事情をよく聴いてから判断すべきではないか。

A. 事情のある方に対し、事前に市や相談窓口に相談できる旨の案内が不十分だった。特別な事情や特殊な就労形態などで基準に該当するか判断に迷う場合には、まずは子育て支援課や学童保育室の指定管理者にご相談いただくよう、広く周知する。

## 生活保護受給者に対する手数料の免除について

Q. 生活保護受給者が住民票の写しを取得する場合の手数料は減免されるのに、戸籍謄本を取得する場合は減免されないのはなぜか。

A. 平成12年に地方分権一括法が施行されたことに伴い、機関委任事務が廃止され、北本市手数料条例として一括で定めた。取扱いが異なる理由については、当時の資料が保存年限を過ぎているため把握できなかつた。県内63市町村のうち生活保護受給者の戸籍謄本交付手数料を免除していないのは8市町村。

(要望)一律に減免すべきとは言わないが、似たような業務で減免の取扱いに差異があるのは分かりにくい。どのような理由・根拠で減免するのか根拠を明確に。文書の保存年限も見直しを。

### 生活保護受給者に対する手数料免除の状況

市町名	住民票の写し	戸籍謄本
北本市	減免あり	減免なし
桶川市	減免あり	減免あり
鴻巣市	減免なし	減免なし
上尾市	減免あり	減免あり
伊奈町	減免あり	減免あり

## 体罰等の実態調査の見直しについて

Q. 外部講師やボランティアに対する調査は任意とされているが、漏れなく把握するために調査対象者を拡大してはどうか。

A. 外部講師等は原則教職員の指導を支援する役割であるため、調査は任意となっている。子どもと関わる場面も想定されることから、他の教職員と同様に不祥事防止の指導を徹底している。対象者の拡大は予定していないが、適切な調査について引き続き研究する。

Q. どの程度の行為が不適切指導に当たるのか分かりにくい。対象行為(不適切指導)を明確に、子どもや保護者にも分かりやすく示すべきではないか。

A. アンケートに体罰等の態様をリスト化して明記している。対象行為をより明確に分かりやすくすることで回答しやすくなる利点があると考える。

Q. 自分が受けた体罰等のみを回答対象としているが、自分以外の人が受けた体罰等も報告できるようにすべきではないか。

A. 本調査とは別に毎月学校生活アンケートを実施している。また本調査だけでなく、日頃からあらゆる機会を捉え、体罰等を把握できるよう、相談体制を強化している。自分以外の人が受けた体罰等についても報告できるよう、研究を重ねてまいります。

Q. 保護者が本人と一緒に回答することになっているが、心配を掛けないように保護者に言わない懸念がある。子どもだけでも回答できるように児童生徒向けと保護者向けで回答用紙を分けるべきではないか。

A. 児童生徒の成長に寄り添った生徒指導を行う上で、保護者の理解と協力は欠かせない。保護者と子どもと一緒に確認の上で、保護者に回答をお願いしているが、保護者に伝えづらいケースも想定されるので、校内のさわやか相談員等に相談したり、県や市の相談窓口の活用する方法について情報提供してまいりたい。

Q. 記名による回答を求めているが、学校に不信感がある場合には回答を控えてしまう恐れがある。無記名でも回答できるようにすべきではないか。

A. 回答後に個別ケースの実態把握と事後対応が必要となる可能性を考慮し、記名を原則としているが、無記名での回答を受け付けない訳ではない。

Q. 調査の回答を教育委員会だけでなく子どもの権利擁護委員とともに確認してはどうか。回答する人の安心感や第三者の視点からの改善・是正に繋がることが期待できる。

A. 子どもの権利擁護委員とともに子どもの困りごとを解決していくことに努める。

## 体罰等の実態把握調査

児童生徒に対する体罰及び不適切な言動又は指導の実態を把握し、これらの禁止及び適切な生徒指導の徹底を図るため、文部科学省が各都道府県・指定都市教育委員会等に対して依頼して、毎年度実施している調査。全国の結果は文部科学省が、埼玉県の結果は埼玉県教育委員会が公表しています。

## 個人情報の保護と守秘義務の解除について

Q. 民事訴訟法第226条(文書送付嘱託)に基づき、北本市が所有する「とある一覧表」の提出を裁判所から依頼され、訴訟当事者ではない方の個人情報を含む一覧表をそのまま提出した。個人情報保護法や地方公務員法(守秘義務)違反に当たるのではないか。

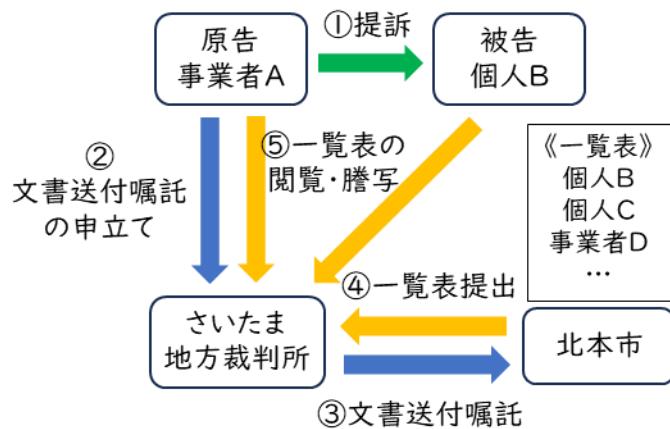
A. (市民経済部長) 個人情報保護法では、法令に基づく場合には非公開条項には該当せず、守秘義務違反には当たらない。顧問弁護士にも確認している。

Q. 官公署は嘱託に応じる義務はあるが、守秘義務を負う場合には守秘義務が優先するので、嘱託に応じる必要はないというのが通説(『民事訴訟法[第8版]』有斐閣など)。『注釈民事訴訟法(7)』には「送付嘱託を受けた官公署・公務員も、文書の送付によって実現される利益と損なわれる利益とを比較考量して送付するか否かを決めなければならない」と記されている。顧問弁護士への相談記録を開示請求したが、全て黒塗りでどのような検討がされたのか分からなかった。本事案は、法令に基づくから提供できるとして漫然と提供したものであって、公権力の違法な行使に当たるのではないか。総務部長として調査すべきではないか。

A. (総務部長) 担当課で関係法令の確認や顧問弁護士への相談を行い、十分に検討を行ったうえで、市として意思決定を行ったものである。

### 文書送付の嘱託(民事執行法第226条)

民事訴訟手続における書証(書面による証拠)の申出方法の一つ。裁判所が、訴訟の一方当事者の申立てに基づいて、文書を持っている人に対し、その文書の提出を求めるもの。



『注釈民事訴訟法(7)証拠』(有斐閣1995)から引用

送付嘱託の目的が訴訟資料と証拠の収集に第三者の協力を求めることによって審理の充実をはかることにあることからすれば、裁判を受ける権利の実現に関する公益が存し、公務員には公益の実現に奉仕すべき義務があることを根拠に、官公署・公務員について、送付嘱託に応じるべき義務を認めることができと思われる。

ただし、官公署・公務員は原則として送付嘱託に応じるべき義務を負うといつても、公務員が守秘義務を負う場合(国公100、地公34、(略))、または、個人の社会的・経済的・人格的な利益の保護に配慮すべき場合には、裁判所は、文書の公開によって得られる利益と損なわれる利益とを、当該文書の内容、性質に即し、具体的な場合に応じて慎重に検討した上で、送付嘱託をすべきか否かを判断しなければならない。

また、送付嘱託を受けた官公署・公務員も、文書の送付によって実現される利益と損なわれる利益とを比較考量して送付するか否かを決めなければならぬ。

## 二期目の慢心か？選挙公約も民意(請願)も軽視する三宮市長

令和6年3月定例会で採択された2件の請願について、三宮市長は請願事項に従わない姿勢を見せています(下表)。これらの請願は、いずれ多くの市民の署名を添えて提出されたものです。採択された請願に対し、市長は誠意をもって処理に当たらなければなりません。請願を採択した議会の意思だけでなく、北本市民の民意を軽視する行為と言えます。

さらに、昨年4月の市長選挙において自ら公約に掲げた『学校給食費の完全無償化』は、令和5年度末で終了となりました。給食費無償化に期待して投票をされた方も多かったのではないかと思います。令和6年度は中学校の給食費無償化と小学校の物価高騰分の補助は継続されていますが、財源のほとんどを国からの交付金に依存しており、今までは令和7年度以降の継続も困難です。財源を確保するための取組も十分とは言えません。

私は昨年の市長選挙では三宮市長を応援しましたが、民意や議会を軽視する行政運営を続ける以上、支持することができないと考えています。今後は今まで以上に厳しい姿勢で臨む所存です。

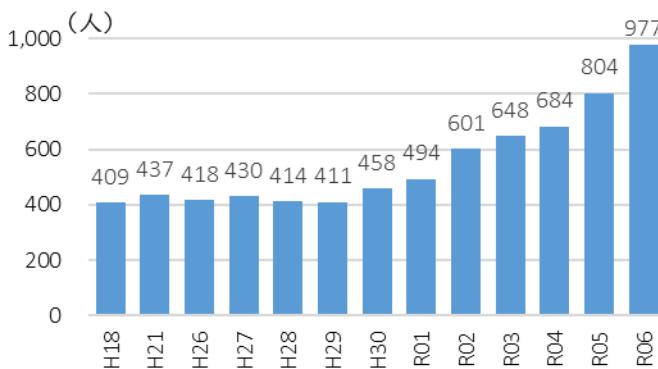
項目	市長公約・請願の内容	三宮市長の対応
学校給食費の完全無償化	令和5年4月市長選挙に当たり給食費完全無償化を <u>公約</u> に掲げ当選。学校給食費完全無償化を求める請願も、令和5年3月及び9月議会で全員賛成により採択。	小学校給食費無償化は、財源となる補助金等がないことや市の諸課題の優先度を精査し、令和5年度で終了。
学童保育室の指定管理者の選定	学童保育室の指定管理者は、保護者が運営主体となっているNPOうさぎっ子クラブを <u>随意指定</u> することを求める請願があり、議会が賛成多数で採択。	令和7年度以降の指定管理者は、 <u>公募</u> により選定することを決定(NPOうさぎっ子クラブが選ばれない可能性も)。
騒音・振動等調査請求への迅速な対応	騒音・振動等に関する調査が請求された場合には、速やかに調査し、結果等を請求者に通知することを求める請願があり、議会が全員賛成で採択。	令和6年4月16日調査請求。2か月以上経過後、すでに改善済みであり調査しないと回答(一度基準値を下回っただけで、改善されたためもう測定しないという判断)。

## 北本団地などで在留外国人人口が急増中

昨年9月定例会における一般質問で在留外国人人口の増加について取り上げましたが、その後も増加を続けています。令和6年3月末現在の外国人人口は、前年度から173人増加し977人となりました。[外国人技能実習生の受け入れ増加](#)が大きな要因となっているようです。

大字別では栄(UR北本団地)が多く136人(55人増)、国籍別ではベトナム人が最多で270人(35人増)となっています。今のところ川口市のような大きなトラブルは発生していませんが、外国の方が日本の文化や日本人のコミュニティに馴染めるよう、居場所や交流の場づくりが必要と考えています。

### 北本市の在留外国人人口の推移



大字名	人数	前年
栄	136	81
北本4	37	24
宮内1	29	22
ニツ家1	28	24
本宿6	26	21

※R6.3.31現在

国籍	人数	前年
ベトナム	270	235
中国	204	176
フィリピン	86	87
韓国	62	61
ネパール	55	39

※R5.12.31現在

## デーノタメ遺跡、国史跡指定へ大きく前進

6月24日、国の文化審議会でデーノタメ遺跡を国指定史跡に指定するよう文部科学大臣に答申がありました。今年の秋、文部科学省からの官報告示をもって正式に指定される見込みです。これを受け、久保特定土地区画整理事業の事業計画の変更や、西仲通線の線形変更の手続きにも着手できることになります。

なお今年度の久保特定区画整理事業は、国庫補助金が満額もらえなくとも、南部地域整備基金を繰り入れて事業費を確保する方針です。地権者や地域住民の皆様には長らくお待たせをしておりますが、一日も早い事業完了を目指し努力しておりますので、ご理解のほどお願いします。

R4年度 2億1,817万8千円(決算)

事業費 R5年度 3億6,463万5千円(最終予算)  
R6年度 5億6,153万6千円(見込)

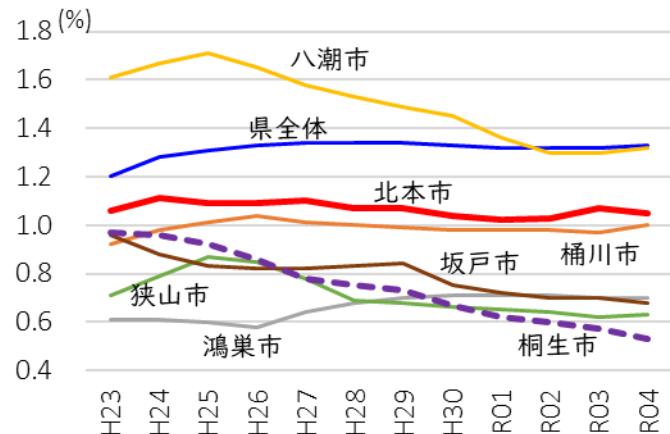
発行者：桜井すぐる後援会（代表：桜井 卓）  
住 所：〒364-0034 北本市高尾1-166-6  
元埼玉県職員。51歳。会派：緑風会所属。  
令和元年5月～北本市議会議員（現在2期目）  
健康福祉常任委員会、埼玉中部環境保全組合、  
新たなごみ処理施設等建設検討委員会委員

## 桐生市で生活保護の不適切な支給。北本市は？

群馬県桐生市において、保護率(人口に占める生活保護受給者の割合)が急激に低下(H23:0.97%→R4:0.53%)、さらに本来は決められた支給日に月額で支給すべき生活保護費を半ば強制的にNPO等に管理させ、毎日少額ずつしか渡していなかったことが大きな問題となっています。この問題を受け、北本市においても同様の問題が生じていないか統計で確認しました。

県内市町村の保護率の状況を確認したところ、北本市はほぼ横ばいで、[不自然な減少は見られませんでした](#)。内訳を見ると、母子世帯数の減少は気になるところですが、県全体で同様の傾向が見られます。

### 主な市の生活保護率の推移(H23～R4)



### 生活保護受給世帯のうち母子世帯数

区分	H29(又はH23)	R04	増減率
桐生市	(H23) 26	2	△92.3%
埼玉県計	(H29) 4,280	3,141	△26.6%
北本市	(H29) 25	20	△20.0%

生活保護は申請主義です。希望者は誰でも申請することができます。保護の要件を満たしていない場合には、申請を受理した上で却下の通知をする必要があります。申請したいという意思を示しているのに申請を受け付けないのは、違法行為です(水際作戦と呼ばれています)。

北本市役所で門前払いされた(申請すら認められなかった)など、生活保護申請でお困りの方はご相談ください。

### 水際作戦(門前払い)の例

- 「まだ働ける」「仕事を探してください」
- 「家族に養ってもらいたい」
- 「家や車を処分してから来てください」
- 「借金があるので生活保護は受けられません」
- 連絡を取り合っていない親族に対し「経済的に援助してもらえないか照会します」と扶養照会を強行など

お困りごと、お気軽にご相談ください

090-9389-3572(桜井携帯)

sakuraisuguru.kitamoto@gmail.com

